

論文

近世の土佐材木流通に関する歴史地理学的研究

Distribution of Tosa Timber during the Edo Period: Historical and Geographical Factors

中村 努 (高知大学教育学部)

NAKAMURA Tsutomu

Faculty of Education, Kochi University

ABSTRACT

This paper analyzes the developmental processes involved in the distribution of Tosa timber during the Edo Period. The dominance of Tosa timber in the Osaka market was due to the law-making process of Tosa Domain. However, Tosa timber was also of very high quality and this enhanced its commercial value. The relations between Tosa and Osaka were strengthened by centralized feudalism and the capital provided by privileged merchants. However, Tosa and Awa disagreed with each other's views about using the Yoshino River for transporting timber. The producers of Tosa timber maintained market power despite institutional changes and the capacity of wholesalers and brokers to negotiate successfully; the rarity and status of Tosa timber ensured their stronghold.

I. はじめに

1. 先行研究と研究目的

本稿は、近世における材木流通の把握を通じて、高知（土佐）と大阪（大坂）との結び付きを歴史地理学の観点から考察することを目的とする。近世において土佐材木は、幕府への貢献用材として土佐藩の財政を支えるとともに、材木市売市場の開設や隆盛にも大きく影響した。このように、江戸期を通じて土佐材木が広く流通した背景には、土佐材木の取引にかかわる生産地側の要因と、消費地側の要因の双方が大きく影響しているものと考えられる。

そこで本稿では、材木の生産（伐出）から流通、消費に至る流通システムにおいて、生産地と消費地の地域間相互の関係とその変化を把握する。従来の地理学では、生産、流通、消費それぞれの段階の個々の地理的事象を地誌的に論じてきた傾向がある。すなわち、生産であれば農業地理学あるいは農村地理学や工業地理学、流通であれば流通地理学、消費であれば商業地理学といった各系統地理学によって主に担われてきた。しかし、生産、流通、消費の各段階は取引関係を通じて相互に関連しているため、取引関係を通じた地域間の結び付きを考察しなければ、各段階の地理的事象を精確に把握することはできない。

こうした課題を克服するためのオルタナティブな理論として、食料の地理学において、フードレジーム、グローバル商品連鎖、フードデザート、フードネットワーク、アクターネットワーク理論、コンヴェンション経済学などが提示されている（荒木ほか、2007）。これらの概念や理論の登場は商品流通のグローバル化を背景としており、その射程は、商品の生産、流通、消費にかかわる主体の行動と主体間の力関係、それらに影響する文化や習慣、諸制度にまで及ぶ。本稿に即して言えば、材木の流通システムにおいて、藩の領域を超えて、幕府や諸藩の林政、特権商人、問屋、仲買、株仲間、諸藩の蔵屋敷など材木取引にかかわる業者や組織とその力関係がどのように影響したのかを明らかにする必要がある。そして、時代による取引関係の変化を通じた流通システムの空間的変容に注目することで、地域間相互の関係の変化を動的にとらえることができる。以上の視点は、時代ごとの社会経済構造とその変化を解釈することにつながるものと考えられる。

近世の土佐材木生産地の特徴を検討したものとして、平尾（1956）や本山町史編さん委員会編（1979）があげられる。また、土佐材木の消費地（市場）である大坂の特徴を検討したものとして、安岡（1965a, 1965b）や森（1990）、西区史刊行委員会編（1979）があげられる。しかし、生産地と消費地双方の要因から材木流通システムの空間的変容を検討したものはみられない。同時期の昆布流通については、片上（1999）がその発展過程を時期区分してとらえ、各時期における昆布の生産、流通、加工、消費の空間的構

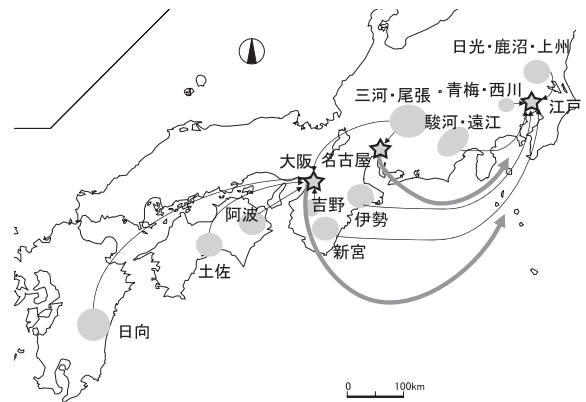
造を明らかにしている。本稿においても、同様の視点から、材木流通の発展過程を取引関係の変化に基づいて時期区分したうえで検討していく。

2. 研究方法

研究の方法は以下の通りである。上記した生産、流通、消費に関する先行研究の蓄積を前提として、生産地側と消費地側の双方の要因を横断的に抽出して、近世の流通システムの空間的変容について多面的な考察を加える。

先行研究から江戸期の材木流通の空間構造を検討する。第1図は江戸期の3大材木市場と流通の空間構造の違いを示す。道明（2016）によると、名古屋は城郭・城下町の建設によって一時は消費地であったが、建設が落ち着くと、木曾・飛騨材の集荷点として、東京・大坂への廻漕拠点として発展していく。大坂は江戸と同様に大消費地であると同時に、西日本の木材を江戸へ廻漕する一大拠点であった。東京は木材の大消費地であり、全国から木材を集め、都市を拡大・発展させた。しかし、第1図は流通の発展過程を動的に示したのではなく、ある程度材木市場が発展した一時点を切り取った静的な結果を示したに過ぎない。流通の発展過程を時系列に沿って検討することで、地域間相互の関係とその変化を考察することができよう。

本稿では、近世の材木流通の発展過程を取引構造の変化から、第1期の元和改革期、第2期の野中兼山執政期、第3期の問屋制度の確立期、第4期の株仲間政策期にわけ、以下、II章において研究対象地域の概要を示し、III章ではそれぞれの時期における材木流通の特徴を生産地と消費地双方の事情から明らかにする。IV章では、明治期以降の材木流通の再編成過程を江戸期の制度・慣習との関連性に注目して明らかにする。V章では、材木流通がどのように変化したのか空間的側面から検討し、近世の材木流通システムの歴史的展開が現在の高知と大坂との関係性に与え



第1図 木材流通の空間構造

資料：道明（2016）



写真1 白髪山の檜

資料：筆者撮影

た影響について考察する。

II. 研究対象地域の概要

1. 白髪山の地質と檜

生産地の研究対象地域は藩政時代の土佐十宝山の一つで、一般の利用を禁じる御留山制度の下に保護管理を受けていた白髪山とその一帯である。白髪山は本山町の北部にそびえ、標高1,470mの東西に延びる四国山地主山脈の石鎚山系に属する(山本編, 1983: 249)。三波川変成帯特有の、片岩地質の割れ目が風化して露頭し、岩と大転石、多種類の石が混ざり、土壌はすこぶる浅い(山下, 2008)。山頂一帯は蛇紋岩帯であり、蛇紋岩帯に檜の天然林が存在し、前生樹の根株等に着床して生育するなどの特殊な天然更新を繰り返している原生林であり、森林生態学的、地質学的に価値の高い場所となっている(写真1)(林野庁四国森林管理局, 2009)。また、マグネシウム含有率が40%を占め栄養分が少ない。表土が少なく、養分を吸収しにくい。松は育つが、檜は太りにくい。ただ、年輪の間隔が詰まった丈夫な檜は育つ可能性があるという。実際に、白髪山の場合は、超塩基性の母岩で空洞の多い岩塊地に檜の純林が生育しており、208haが林木遺産資源保存林として指定されている(林野庁四国森林管理局, 2009)。

土佐の材木は古くから著名で、室町初期の著作である「庭訓往来」に記された諸国の産物のなかに、『土佐材木』がみえており「大乗院寺社雑事記」によると、戦国時代には幡多方面からの木材の積出が盛んにおこなわれている(山本, 1969)。長宗我部時代、『元親記』を紐解くと、「土佐国名産の事」において、野根山の杉とともに、志良賀山の檜柱、同檜皮、帆柱は土佐名産として長宗我部氏から豊臣秀吉への献上品目に加えられている。長曾我部元親は山林を調査し竹木、杉、檜、楠、松など公儀の御用木として

第1表 国主山内氏からの献上材木

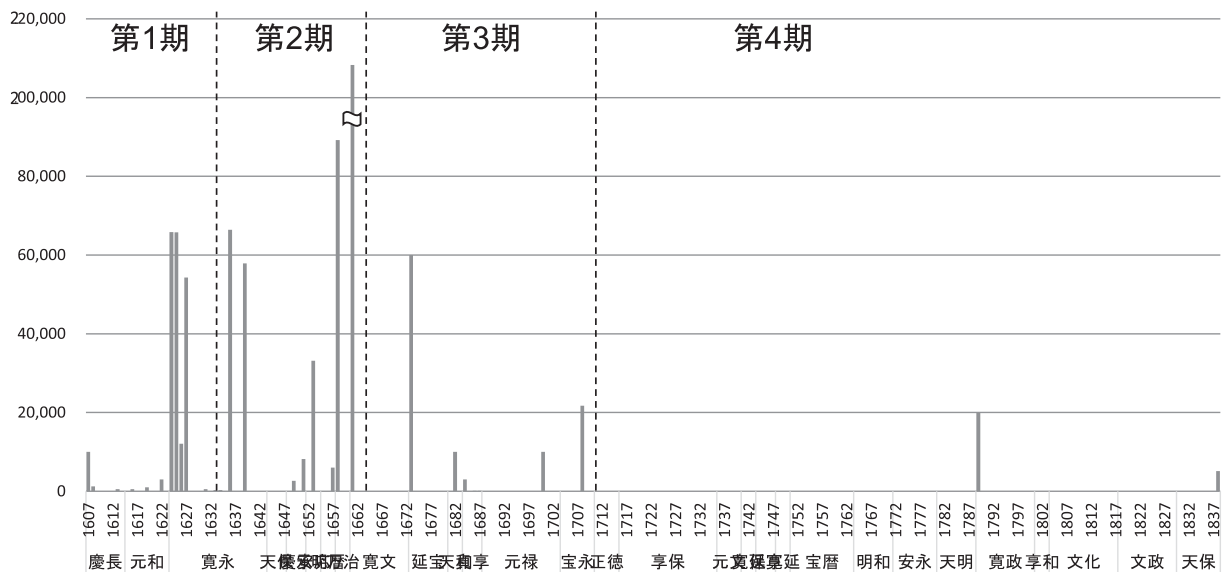
	年次	材種	員数	備考	
第1期	1604	慶長 9 楠板		将軍御座船用材	
	1607	12 材木	10,000	駿府城普請用	
	1608	13 同	1,200	同	
	1613	18 杉柁	500	駿府城普請用	
	1616	元和 2	材木	500	将軍代替わりの祝
			板障子	50	将軍代替わりの祝
	1619	5 材木	1,000		
	1622	8 同	3,000		
	1624	寛永 1 同	65,800	二条大坂両城普請	
	1626	3	宍科	50	
			材木	2,140	二条城用材
			同	27,990	本年御役材木
		同	35,600	大阪城用材	
	1627	4 同	12,090	仙洞御所用材	
1629	6	同	550	外に平石105	
		同	53,733		
1630	7 杉船板	10	長13尋以下幅4尺5寸以下		
1631	8 材木	500	江戸城本丸用材		
第2期	1632	9 船板	10		
	1633	10 材木	300	或云3,000	
	1634	11 同	300	二条城用材	
	1636	13 同	66,440	江戸城普請用	
	1639	16	宍科	1,500	江戸二ノ丸用
			材木	56,346	江戸本丸用
	1649	慶安 2	桧平物	45	
			杉雨戸	100	
		同	材木	2,510	江戸西丸用材 代銀受取
	1651	4 同	8,190	大猷院廟造営	
1653	承応 2 同	33,120	禁裏造営用		
1657	明暦 3 同	6,000	江戸本丸造営用		
1658	萬治 1 同	89,173	江戸城作事		
1661	寛文 1 同	208,300	但代銀1,194貫70目		
第3期	1664	4 紫檀木	1	幡多沖海上ニ拾得長八尋本口七尺五寸回り	
	1673	延宝 1 材木	60,000	禁裏炎上による	
	1682	天和 2 同	10,000		
	1684	貞享 1 同	3,000		
	1686	3	材木	96	江戸紅葉山宮修復
			松丸太	1	江戸紅葉山宮修復
	1687	4 材木	97		
1700	元禄 13 同	10,000	三千本は大坂にて、七千本は江戸にて		
1708	宝永 5 同	21,725	禁裏御用		
第4期	1789	寛政 1 同	20,000	皇居造営料	
	1838	天保 9 同	5,130	幕府用材として買上	

資料：平尾(1956)

記帳したと同時に、その他の竹木も奉行の許可がなければ伐採を認めず、また竹の子を折ることを禁じた。また、「秦氏政事記」によると、かなりの重要人物が山林行政官として配置され、山林統制の強化が図られていたことがわかる(本山町史編さん委員会編, 1979)。

1586(天正14)年の秀吉による京都東山方広寺大仏殿の建築には、土佐材は信州木曾、紀州熊野、九州日向の諸地方と並んで供出された。1594(文禄3)年伏見築城にあたって所用の木材は主として土佐と木曾の山林から伐採した(平尾, 1956)。

1683(天和3)年11月15日付御留山改帳には「御留山壱カ所西南向 口白髪山」「立木大数 壱万千五百八拾本



第2図 国主山内氏からの献上材木

資料：平尾 (1956) により作成。

本口指渡四尺より八寸迄」と記され、樹種は檜 7,564 本、樅 1,144 本、榎 2,413 本、榧 3 本、榎 5 本、五葉松 451 本と記される。白髪山西麓にあたる汗見川流域筋の沢ヶ内村、桑ノ川村、売野村、屋所村、坂本村、立野村には留山が多く、御留山改帳によればその流域諸村に含まれる桑ノ川山は立木大数 17,310 本、城野尾山は 756 本、竜王山は 12,456 本、前山は 1,523 本、根木ノ尾山は 802 本、柳谷山は 828 本、西谷山は 2,328 本などとなっており、樹種は檜、樅、榎が主であった (山本編, 1983: 249)。

2. 時期区分

第1表は平尾 (1956) による山内氏からの献上材木の一覧である。この一覧表をもとに、実際の献上材木数をグラフ化したのが、第2図である。材木流通のあり方に変化がみられた時期を境にして、江戸期を以下の通り4つの時期に区分した。第1期は元和改革をきっかけとして、幕府への貢献用材が土佐藩の財政を支えるとともに、材木市売市場の開設に大きく影響した1601 (慶長6)年から1631 (寛永8)年である。第2期は野中兼山執政期の1632 (寛永9年)から1663 (寛文3)年である。上記の2つの時期において、多量の献上材木が確認できる。第3期は土佐藩の林業経営の強化とともに問屋制が確立した1664 (寛文4)年から1711 (宝永8)年である。第4期は献材の史実はわずか2~3件にとどまり、株仲間政策が採用された1711 (正徳元)年以降である。

III. 江戸期の材木流通

1. 第1期—元和改革

(1) 元和改革

慶長時代以降、相次ぐ土木普請の手伝い材木献上が藩経済に大きな重荷になった。山内氏の二代忠義相続の後、1606 (慶長11)年江戸城普請、1609 (慶長14)年の丹波篠山城普請、翌1610 (慶長15)年の名古屋城普請、1612 (慶長17)年江戸および駿府両城の普請、1614 (慶長19)年の江戸城普請、1620 (元和6)年の大坂城普請など、幕府の相次ぐ課役が財政を圧迫した (本山町史編さん委員会編, 1979)。とりわけ、1620 (元和6)年3月に始まる大坂城普請では石垣1,380坪余り、堀6,577坪、徐土16,000坪、三番丁場大手口橋外、その他浚えを割り当てられ、家臣560人、百姓普請夫600人を動員し、そのほかに毎日、日用2~3000人を雇わねばならなかった (森, 1990)。

材木献上について、徳川家康が駿府城を経営するにあたって、山内氏は用材1万本を献納したが、1607 (慶長12)年の12月22日の夜の火災で焼亡したため、翌1608 (慶長13)年には4月に500本、8月に700本の計1,200本を追加献納している (平尾, 1956)。この時、立木を藩から買い取り伐出、出荷したのは山請商人であった (森, 1990)。山請商人には大きい資本を動かす力と多分の投機的な活眼と冒険的な勇気が必要とされた (平尾, 1956)。1613 (慶長18)年には、土佐藩は杉証500挺を駿府城の徳川家康に献上している。この材木は城内の調度品用材だったため、大坂まで廻船で運び、それから「駿府迄陸地被遺之」と陸上輸送をしている (本山町史編さん委員会編, 1979)。

1621 (元和7)年、忠義は熟知の藤堂高虎を介して幕府に内情を訴え、普請課役に代えるにもつぱら材木献納をも



第3図 元和改革期における材木産出地域

資料：本山町史編さん委員会編（1979）

原資料：『藩志内藩』の1625（寛永2）年「百姓役々可申付事」

ってせんことを希望した（平尾，1956）。この願いは1623（元和9）年に実現し、翌年から始まる大坂城・二条城修築普請には、材木役に済ませることになった（森，1990）。しかし、慶長から元和年間にかけては、幕府などへの献上の形で土佐材木を伐り出したため、商品として上方へ登せたのではなかった（森，1990）。

相次ぐ幕府の土木工事などの課役に要する費用は主として上方商人から仰がなければならなかった。そのため、藩の借財は次第に増加して、1621（元和7）年に至って借銀2,000貫にも達し「土佐守殿借銀今の分にては御身上相果つべく候」といわしめるほど藩財政の窮迫はその極に達したのであった。そこで、本山の領主で野中兼山の養父である野中直継（玄蕃）は、福岡丹波とともに藩政を掌り、元和改革といわれる藩政改革を実施した。この改革では、農民の莫大な労役（料木役）を駆使して材木を伐採し、課役によって累積した借銀を返済し、さらに幕府への勤役を果たすため、藩は大坂蔵屋敷を整備して、自ら国産材木を商品化しようとした（本山町史編さん委員会編，1979；森，1990）。

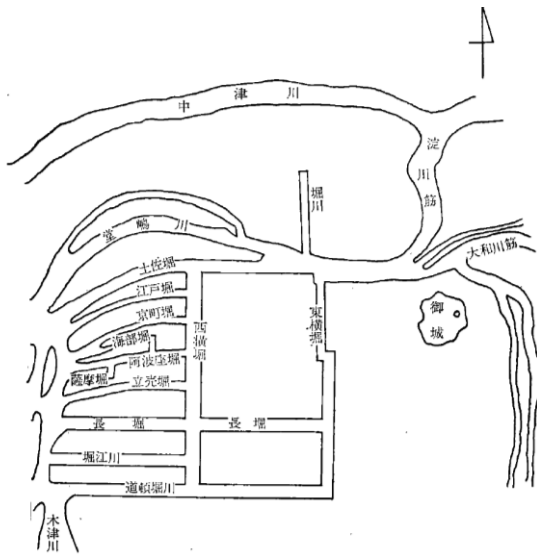
土佐において「定高札」を令して役家百姓に料木役を課した。すなわち、1年のうち2カ月、1人に飯米5合を支給して、藩が定めた材木伐採作業に使役した（森，1990）。

野中直継は、1622（元和8）年、自ら上方の借銀商人のもとに出向き、3年の返済猶予期間をもらって帰国した（本山町史編さん委員会編，1979）。帰国後、参政の小倉少介や片岡嘉右衛門と協力して、優れた檜材の多い白髪山方面（嶺北）の森林面積約8万haの木材伐出に着手し、初め

て吉野川に流材して阿波から大坂の市場へ送った（森，1990；山下，2008）。

小倉少介は藩の重役の一人として、1617（元和3）年から1652（承応元）年に至るまで活動している。彼の調査によって、国内に8尺回り以上の材木が約250万本もあり、1年に5万本を伐採すると50年で伐りつくすものの、その間に7尺回り以下の材木250万本を育成すれば、これを切りつくすまでにまた50年を必要とするため、伐りつくされることがないと進言された。また、彼は各国から杣人を呼び寄せて、伐り出した材木は大河を利用した流材方法をとるという輪伐法を提唱したとされる（本山町史編さん委員会編，1979）。

1622（元和8）年、岸部屋五郎右衛門、袋屋宗古、菊屋宗徳、灰屋紹由といった山内家へ貸銀していた京都の豪商が白髪山を請けた（森，1990）。さらに、1625（寛永2）年には、鉄砲足軽隊を組織して積極的に白髪山の材木の伐り出しに利用した。「御材木売立目録」の足軽山とあるのは、伐木に足軽を利用したもので、当初白髪山伐採には鉄砲足軽100人を使ったが、間もなく100人を増員「二百人の鉄砲」と称した。元禄の頃はこれをさらに倍加して「四百人方御足軽」、または「五百人方御足軽」と呼ぶのがあった（平尾，1956）。こうして、野中直継は借銀していた豪商に3年で払い終え、余った銀を御蔵に収めた。彼はこの功績によって、本山千石（嶺北一円）が知行された（山下，2008）。材木代による借銀返済が完了するとともに京都商人の山請は排除され、領内商人の山請に移っていった（森，1990）。



	開削年	開削者
東横堀川	1600 (慶長5) 年以前	
西横堀川	慶長年間	永瀬七郎右衛門
阿波堀川	1600 (慶長5) 年以前	
道頓堀川	1612 (慶長17) 年着手, 1615 (元和元) 年開通	安井道頓一族
江戸堀川	1617 (元和3) 年	
京町堀川	1617 (元和3) 年	伏見京町からの移住町人
海部堀川	1624 (寛永元) 年	魚商人の出願
長堀川	1626 (寛永3) 年	
立売堀川	1620 (元和6) 年着手, 一時中止, 1626 (寛永3) 年開削	惣年寄穴喰屋次郎右衛門
薩摩堀川	1628 (寛永5) 年着手, 1630 (寛永7) 年竣工	薩摩屋仁兵衛

第4図 元禄年間の大坂略図と大坂堀川の開削状況
資料：安岡 (1965a)

原資料：「摂津大坂図鑑綱目大成」

材木産出地域の推測図をみると、上方市場に一番近いという地理的近接性から安芸郡が最も重要な産出地域であった (第3図)。また、各主要河川の上流域がそれぞれ材木産出地域になっている。このように、元和改革は、土佐に豊富な材木を中心とした新しい領主的商品流通圏を全藩的な規模において成立させ、藩の財源を確保することを意図したものであった (本山町史編さん委員会編, 1979)。土佐では野根川、伊尾木川、安芸川、奈半利川、物部川、仁淀川、四万十川、松田川などを利用して流下する。白髪山材を流下する吉野川はもっともよく知られている (平尾, 1956)。

(2) 材木市場の成立

大坂における材木商は、古くは千波 (船場) に多く群居していたことが当代記に記されている。これはこの方面の

浜側が船運に便利な地であったことと、当時は現在の西区方面の地は、いまだ街並みも整わない一面の荒蕪地に過ぎなかったためであるとされる。しかし、徳川時代に入って、次第に西横堀川沿岸の地に移って、材木商人が群居した (西区史刊行委員会編, 1979)。

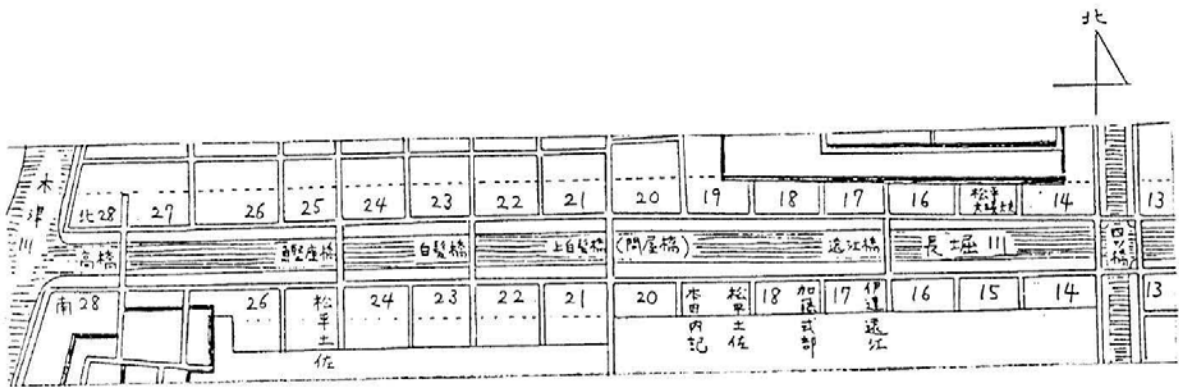
大坂は二度の戦火によって壊滅した市街が急速に再建され、大坂中心部の主要な堀川は落城後ほぼ十数年にして開削された。1615 (元和元) 年大坂落城後、大坂を領した松平忠明の大坂再建策に加えて、豊臣氏の滅亡によっても、大坂の発展が後退しなかった。堀川の開削事情をみると、永瀬は北組惣年寄の一人、安井は南組、薩摩屋は天満組の総年寄の一人である (第4図)。これに穴喰屋次郎右衛門を加えれば、四堀川は惣年寄クラスの町人の手によって開削されている。その他の堀川の開削にしても各地から移住してきた商人と深い関係にある。大坂市場の開発が豊臣氏滅亡後も一貫して幕藩双方の必要によって継続を可能としたこと、すなわち幕藩体制の必要によって元和から寛永にかけて商都大坂の基盤が再確立したこと、そして幕藩権力の市場創設と結びついた有力商人が自力あるいは権力の援護のもとに堀川を開削し、市場に対して一定の権益を確保したこと、その権益の内容はいわゆる初期特権商人のもったそれとほぼ同質であったと想像される (安岡, 1965a)。

このうち、海部堀川の開削の理由は、摂州尼崎、泉州堺にしか着荷しなかった干鰯荷物を大坂へも入荷させようとしたことにある。大坂商人資本の漁場開発によって、魚類や干鰯を取り扱う商人の居住地が急速に拡大し、尼崎・堺などのこの面の機能の後退があったであろう (安岡, 1965a)。

山内一豊は土佐堀の白子町に邸地を構えていたが、大坂の陣の後諸大名の邸宅と同じく徳川氏に没収されたので、さらに江戸堀に屋敷を求めた。1621 (元和7) 年になって場所が狭かったので江戸堀邸を去って長堀川沿いの、後の白髪町に屋敷地の新邸を買い入れた。山内家がここに蔵屋敷を移したのは、他の大名とは異なり、米よりも材木を大坂で売り払うためであった (平尾, 1956; 森, 1990)。

森 (1990) の推察によれば、借銀返済における幕府 (老中一京都所司代) の関わりについて、新開の長堀川沿いの蔵屋敷地の取得にも幕府の介入があった。屋敷地の移転は、借銀返済のための材木売り払いによる山内家の貨幣獲得と、幕府直営の大坂城諸櫓などの建築工事および町人による大坂の町屋の建築のための土佐材確保とを考慮した幕府の措置であったとみることもできる。

長堀で買い入れた最初の屋敷地は南25丁目 (鯉座橋南詰西) にあった。その根拠の第1は、「大坂三郷町絵図」の南25丁目に「松平土佐」の記入があること、第2に南北25丁目の両川岸の浜地は後々まで分一と称されており、



第5図 「大坂三郷町絵図」西長堀の部分

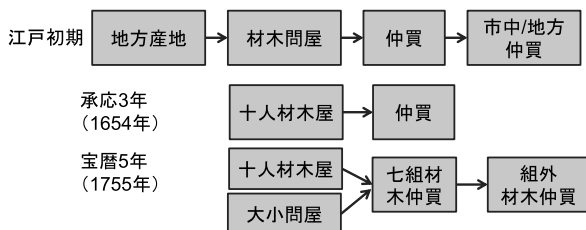
資料：森（1990）

『材木商旧記』の「七組材木仲買濫觴書」によると、「白髪町之内、下寄両側ヲ五分一浜と唱へ、土州様五分一材木市売相始」とあることから、白髪町の西端にあたる25丁目と確定できる（第5図）（森，1990）。このことから、材木市売が最初に行われた場所は、長堀25丁目の土佐藩蔵屋敷前の浜地であったことがわかる。

その後、材木業が水運に立地を規定されやすいことと淀川河口の沖積地化や都市化の進展により、主な集積地区は西長堀から立売堀へと移動した（阿部，2006；日本地誌研究所，1974）。立売堀の名称の由来には諸説あるが、一般的には「撰津名所図会大成」にあるように、大坂冬の陣・夏の陣に際して伊達家の陣所が置かれていた地で、その要害の堀切であったところを掘り足して堀川としたことから伊達堀（だてぼり）と称され、のちに伊達堀（いだてぼり）、伊達堀（いたちぼり）と呼ばれるようになり、さらに近辺で材木の立ち売りが許可されたため、「立売堀」の字を用いるようになったとされる（直木・森編，1986）。

（3）材木流通と価格決定メカニズム

大坂は江戸初期でいわゆる全国的な集散市場となったとはいえ、むしろ、基礎的諸条件が整えられつつあった時期であった。相当多量に入荷・出荷したと想像されるのに、それを取り扱う組織が明確となっていない諸業種につ

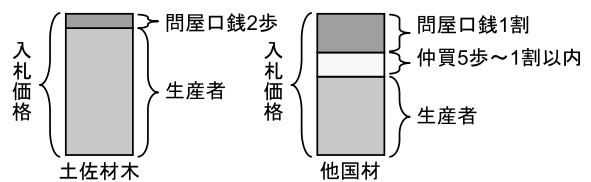


第6図 江戸期における材木生産流通構造の変化
資料：西区史刊行委員会編（1979）および安岡（1965a）

いて、ある程度事情が明らかになるのは17世紀後半である。江戸初期には、特定産物のみを扱う専門問屋の成立は未熟であった。したがって、大坂に入荷した産物は多くの場合、国問屋に入荷し、そこから専門仲買へ売りさばかれる経路をたどったものと推察される（第6図）。この国問屋は中後期にその業態が明らかになる荷受問屋にあたるものである。すなわち、国問屋は特定の領国あるいは地方の諸産物の売りさばきを引き受ける問屋であろう（安岡，1965a）。

市売市場の開設をきっかけに大和、吉野、紀伊、阿波や九州諸国の材木が入荷するようになったが、その中で土佐材木は「拾に八つにて候」といわれるほど量的に他国材を圧倒していた。そのため、土佐藩は大坂市場建設の恩人といわれ、土佐材木は「御材木」と特別の名称で呼ばれることになった（本山町史編さん委員会編，1979）。土佐藩士が市売りに立ち会ってその取引を監視するほどに大坂市場における地位は独占的であった。

その取引方法や価格決定メカニズムも、土佐材と他国材では相違がみられた（第7図）。土佐材は他国材に比べて第一番に市売りにかける優先権を得て、他国材は問屋口銭1割（ただし、阿波材は5歩で大和吉野材は7歩）のほか、5歩ないし1割以内の歩引を仲買に与えるのに対して、土佐材木はわずか問屋口銭二歩で、しかも「正味銀取引」と



第7図 木材産地による価格決定メカニズムの差異
資料：本山町史編さん委員会編（1979）

称して仲買に対する歩引はまったく必要なかったという（本山町史編さん委員会編，1979）。

この土佐材木の上方市場への移出に刺激されて、この時期に土佐薪の上方市場への移出も始まった。多い時には上方市場へ出荷される土佐薪の数量は全体の6割を占めることもあった。代金は銀にして1年に1万貫目あったといわれる。この金額は薪当局の収入高の約2倍の銀高にもあたるほどの膨大な数量である。大坂の四ツ橋にあった薪市場では、土佐の薪は薪相場の基準価格を表すほどの独占的な地位を占めていた（本山町史編さん委員会編，1979）。その結果、薪の移出の盛んな時は、安芸郡の野根・羽根・奈半利・田野・安田・安芸、高岡郡の久礼、幡多郡の下田など、沿岸の集落は材木や薪の移出港として大いに繁榮していたのである（山本，1969）。

2. 第2期—野中兼山執政期

(1) 留山制

この時期は、生産地では第1期に引き続き献上材木が継続されるとともに、留山制によって山林の管理が強化された。一方の消費地においては、材木流通の取締体制が整えられていった。

献上材木の推移を確認すると、野中兼山執政時代の末期にあたる1657（明暦3）年から1661（寛文元）年までの4年間に33.5万本と集中的に材木を献上している（第1表）。以上の献上木による材木需要の増大のみならず、大用水路の開発や港の開発などに莫大な資金を必要とするため、土佐に豊富な林産物（材木と薪）を上方市場へ移出し、商品化している（本山町史編さん委員会編，1979）。

兼山時代には長宗我部時代に多く伐採されてきた安芸方面での良木が少なくなったことから、吉野川流域、特に白髪山を中心に檜の良材が献上用材として多く伐り出されるようになったと思われる（本山町史編さん委員会編，1979）。

献木以外の上方市場への搬出と売却の実態は把握しにくい。二代藩主山内忠義の書状によると、土佐藩では大坂市場において土佐材木の販売を積極的に行っており、土佐郡本川・寺川方面で檜材の伐採が最高潮に達した時期にあたる。このことから、野中兼山執政期に全藩的な規模において各種の土木工事を行ううえで、吉野川流域の檜材は、豊富な材木を組織的に大量に大坂市場へ移出することによって、藩経済の大きな収入源を確保するという、大きな役割を果たしていたことが唆される（本山町史編さん委員会編，1979）。

土佐藩の林業政策で一番重要な留山制は、長宗我部時代から部分的に始まり、野中兼山執政の後半期に本格的に始まったと推測される。1663（寛文3）年の定によると、留山（藩有林）の外であっても留木の12種類は、その伐採

が厳禁されていた。また、兼山失脚直後に発布された「山林定」（1664（寛文4）年）は兼山時代の遺制をかなり踏まえて法令化されており、この法令が実によく整備されたものであるため、留山制の成立を抜きにしてはこの法律は法令の存在がありえないとする（本山町史編さん委員会編，1979）。

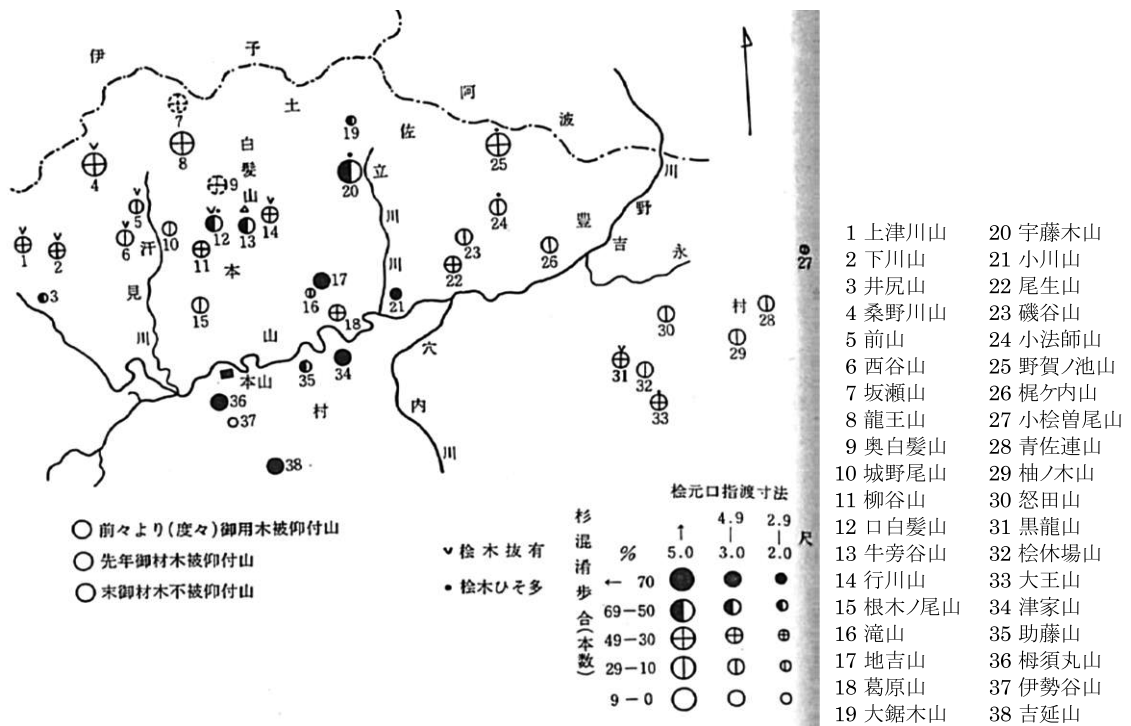
留山制を考える貴重な資料として、1664（寛文4）年の「西山分御留山立木見分帳」には、吉野川流域で多量に材木が伐採される時期が3つに分けられている。第一の時期は1643（寛永20）年ごろで、兼山が本山掟を発布して彼の政治的な施政方針が打ち出された時期として注目される。第二の時期は1657（明暦3）年で、前年に二代藩主山内忠義が隠居して本格的な兼山の執政政治の展開を始めた時期である。第三の時期は1661（寛文元）年で、兼山が独裁的政治の傾向を強化しようとした時期である。このことから、本格的な留山制度の実施は野中兼山執政の後半期に求められ、留木制の強化や杉、檜、桐、松木の植林奨励も行われるようになり、より一層の山林資源の確保を目指すようになるのである（本山町史編さん委員会編，1979）。

仕置役の小倉少助は山林の濫伐を禁止し、輪伐法を採用したが、野中兼山はこれを受け継ぎ、松・杉・檜などの建築用材は50～60年、薪炭用の樹木は15～20年と年限を限って切る輪伐法を定め計画生産を行うようにした。また木材・薪炭移出の船舶の数も当時の470艘を規定の数として新船の増加を禁じ、老朽船の代わりを造る時も原形のままとした。こうして保護した木材は大坂に積み出し藩財政の窮乏を救うために販売された。さらに移出の材木に輸出税にあたる口銀を課し、年々3,000貫の歳入を得て藩主の参勤交代の費用にしたという（山本，1969）。

野中兼山執政末期に入ると、紙草（楮）、茶、漆、油草などの商品作物の耕作を奨励して殖産興業政策を打ち出したが、専売制を中心とする幾重にも張り巡らされた厳重で過酷な領主的統制下に置かれていた。すなわち、野中兼山の経済策は各地域の特産物を育成し、上からの領主的商品圏を全藩的な規模で成立させて、封建的領主統制に縛り付け、それらの商品生産を発展させて新財源を見つけ出そうとしたのである。一方、農村への商人出入りを厳しく禁止している。このことは、農民に自給自足的な最低の耐乏生活を強要することとなり、兼山失脚のきっかけともなるのである（本山町史編さん委員会編，1979）。

(2) 材木流通の取締体制

『藩志内篇』1660（万治3）年の条にある史料によると、上方市場へ搬出された土佐材木は関西方面で大評判となり、町名も土佐の白髪山の名をとり白髪町と名付けられたという。その白髪町で材木の売立てが行われると、どっと買い付け人が集まりにぎわった。それに白髪町には他国船



第8図 1683(天和3)年現在の留山の楡分布

資料：本山町史編さん委員会編(1979)

が一般も入り込む隙間がないほどに、土佐の材木山木で独占されていた(本山町史編さん委員会編, 1979)。

寛永期に始まった土佐材木の市売とは、それまで着荷ごとに何人かの材木商に個別に買い取らせていたのを、そのうちの一人を市売問屋(土佐問屋)として、蔵屋敷前の浜地に材木を並べ、材木商を集めて、せり売り(入札売)するものであった(第6図)(森, 1990)。初めは問屋や仲買の区別は明確でなかったが、次第に分業的になって相互の連絡を取るために、仲間組合や仲間規約ができた(平尾, 1956)。1654(承応3)年、町奉行が信用深く器量ある者10人、すなわち十人材木屋を選び、木材および竹に関する一切の公用を処理させ、業者全体の取り締まりを命じた(安岡, 1965a)。

なお、1615(元和元)年から1651(慶安4)年に至る17世紀前半において、問屋の名称を名乗った業種はきわめて少数で、発生の由来が明確な綿市問屋、京口油問屋、江戸積油問屋に加えて、問屋が発生していたと推定される、青物商、生魚商、塩魚商、鮎商、材木商、木綿商に限られる。材木商については、諸国山方仕出人より木材を引き受け、市売、入札売、相対売の三法をもって仲買に販売するものを問屋、問屋より購入してこれを地方及び市中に販売するものを仲買といった(安岡, 1965a)。

大坂蔵屋敷詰役人については、1623(元和9)年植木市郎兵衛が御材木方役として、家族とともに着任、1630(寛永7)年には黒部三平、高部二郎兵衛も大坂蔵屋敷詰とな

第2表 郡別にみた留山数

	留山数	立木数
安芸郡	142	713,743
香我美郡	96	209,931
長岡郡	92	366,388
土佐郡	139	465,114
吾川郡	73	123,219
高岡郡	243	442,408
幡多郡	330	243,570
合計	1,115	2,564,373

資料：本山町史編さん委員会編(1979)

っており、1635(寛永12)年宮崎儀右衛門が大坂横目に任せられるなど、人員も増して、1645(正保2)年には大坂詰は35人に達した。大坂蔵屋敷詰の材木方役は材木価格の動きを見ながら、高値の時に土佐材木問屋に市売させ、材木を早く廻漕するよう国元へ要請することもあり、低値のときは蔵屋敷に囲い置いた。蔵物としての材木は、藩の御手先仕成の御材木と、山請人が立木を買い津出しするときに、海関税として現物で取り立てた分一材木とからなっていた(森, 1990)。

土佐藩は南25丁目の川向う北25丁目の屋敷地を1628(寛永5)年に買い入れた(第5図)。1703(元禄16)年の『公私要覧』は、松平土佐守の蔵屋敷所在地を「長堀筋南側白髪町」としたうえで、「両角並北側西角共、但鯉座橋筋」と注記を付けている。すなわち、明暦水帳の南北25

丁目・南 24 丁目の 3 町にまたがっていた (森, 1990)。

南 26 丁目以西は高橋町で、『山内家史料』に明暦年中「大坂高橋町ニテ屋敷一所御買入」とあるのは南 26 丁目である。南 25, 26 丁目の屋敷地は幕末まで土佐藩に保持された。南 19, 25 丁目について、「大坂三郷町絵図」で大名官名「松平土佐」の個所は、明暦水帳では「とさや」の屋号を持った町人 (名代) が記載されている。他の町で「とさや」の屋号をもつ町人の記載は、南 20 丁目, 南 22 丁目, 南 21 丁目, 北 25 丁目, 南 26 丁目があり, 何人かは土佐材木問屋または薪問屋であったとみられる (森, 1990)。

3. 第 3 期—問屋制度の確立期

(1) 山林統制の強化

17 世紀後半にあたる第 3 期では, 野中兼山の執政後にあたり, 彼の主たる林業政策が引き継がれるとともに, 大坂市場では問屋制が確立した。

野中兼山の失脚に伴う寛文改替で, 大幅な政治的, 経済的統制が部分的に緩和された。しかし, 藩財政にとって重要な財源である林産物に対する基本的態度に変更はなかった。むしろ, 1664 (寛文 4) 年に藩庁が布告した「山林諸木竝竹定」において, 昔からの留木種類に加えて 9 種類も増加しているうえに, 薪にも伐ることのできない木が 5 種類あるなど最低限度の農村の生活基盤を維持するために伐り出すことのできる材木への統制が強化されている側面もみられる。また, 1670 (寛文 10) 年の覚書によると, 「御代官方, 山奉行原田弥平次・手嶋喜六東西ヲ相勤, 但只今迄御代官井上兵右衛門相勤申候」とあるように, それまで山奉行一名であったのに対して, 二名に増員して, しかも東部と西部に管轄を分けて支配させている。これは林政に対する組織強化を意味するものであった (本山町史編さん委員会編, 1979)。

寛文時代から延宝時代にかけて吉野川流域で多くの材木が伐採され, 川口の撫養まで運ばれていた。1671 (寛文 11) 年の覚書には,

一安喜沢左衛門参, 本山筋にて致候御材木, 阿州吉野川へ流し候木数帳面持参被見申事

一木数三万千八百三拾壹本

同三千百八拾四本阿州十分一口ニ出ル

一右御材木流し候奉行御鉄砲小頭黒岩理右衛門・松田曾右衛門・横田七之丞・楠瀬久兵衛・山本六之丞とあり, 本山方面で多量の材木が伐採され吉野川で流材されたのである (本山町史編さん委員会編, 1979)。

以上は, 幕府への献上用御用木の不足による林業統制の強化を促すこととなった。すなわち, 藩当局は大掛かりな山林囲い込みのため, 1683 (天和 3) 年 9 月から 1684 (貞享元) 年 11 月まで 1 年 2 カ月にわたって土佐国全域の隅々にまで山検地を実施して, 御留山ごとの樹種別の立木数な

どが詳細に把握した。御留山を調査して記録した帳簿全 33 冊の総目録によると, 合計 1,115 カ所の御留山があり, うち 21 カ所 (土佐郡 14 カ所, 長岡郡 4 カ所, 安芸郡 3 カ所) が江戸幕府などへの献上用の材木を伐採する御用木山, 836 カ所が御国用山, 258 カ所が新御留山であった (第 8 図)。郡別にみると, 長岡郡では御留山 92 カ所, 立木数 366,388 本であった (第 2 表) (本山町史編さん委員会編, 1979)。

以上の留山の中で, もっともすぐれたものを「内山」とたたえ, 別に山役人においてその保護, 監理に専任させた。これが土佐の十宝山といわれるもので, ①白髪諸山, ②魚梁瀬諸山, ③野川諸山, ④尾川諸山, ⑤長浜諸山, ⑥葦山諸山, ⑦槇山諸山, ⑧弘岡諸山, ⑨戸山諸山, ⑩浦の内諸山がそれにあたる (本山町史編さん委員会編, 1979)。

小倉少助や野中兼山の考案した輪伐法に基づいて, 1691 (元禄 4) 年には土佐の山地を 25 区に分け, 一年一区輪伐の制度が確立された。これとともに, 天然更新による造林法も行われたという (相馬, 1963)。

(2) 吉野川流材制度の確立

吉野川流材は, 吉野川を流下することを通じて, 他国の阿波領を通ることになるため, 阿波藩の国法に違反しないようにすること, 村々の田畑を踏み流さないことなど細かな諸事法度書を 1672 (寛文 12) 年に定めている。

1676 (延宝 4) 年の春, 上方に向けて材木を積み出したとき, その支配にあたった足軽近藤彦右衛門の報告によると, 伐木流下を開始したのが昨年 12 月 5 日, それがごとく川口の阿波領撫養に集結したのが正月 12 日でその間 46 日を要している。28 日までに分一を完納した。流下した材木数は 20,500 本だったが, 無事に到着した材木数は 18,059 本で残り 2 割の 2,441 本は途中で紛失した勘定になる。池田に駐在する阿波の代官宮川伝右衛門は沿岸の土民に布告を發して流下材木を盗匿することを厳しく戒めた。足代村の庄屋弥兵衛岩津村の庄屋介右衛門, 撫養浦の庄屋三良右衛門は特に世話を焼いた。

しかし, 夏期の増水などの場合に材木が流散して堤防を損傷し, 沿岸一帯の田畑に浸水して農作物の被害が多いという阿波領民の訴願によって, 土佐阿波両藩当局の協調が乱れてきた (平尾, 1956)。1689 (元禄 2) 年には徳島藩板野郡土佐泊浦庄屋助之丞, 堂浦庄屋吉蔵, 北泊浦庄屋九左衛門が, 徳島藩に対して, 水主は材木扱いができないので日雇いを雇ったために損失が多く迷惑をしていると異議申し立てをしている。同年には「本川, 本山筋御材木, 只今迄ハ阿州吉野川江出し候得共, 他国江出し候得ハ諸事六ヶ敷儀共有之」という理由により, 藩当局は吉野川流域の材木を本山郷の中島から檜山へ陸送して, そこから高川や朝倉川へ流す計画を立てているほどである。1732 (享保

第3表 延宝年間（1673-1681年）の間屋数

質屋	345	備後俵問屋	2	ほしか問屋	2	秤 神善四郎	
京俵物買問屋	10	平戸鯨油問屋	1	生魚問屋	16	両替	10
長崎問屋	21	節（？）問屋	1	塩魚干肴問屋	19	米相場聞	3
江戸買物問屋	17	あい玉問屋	3	北国肴問屋	4	大工	1
江戸大廻し船問屋	3	唐木問屋	2	鳥問屋	3	木材屋	1
同大廻し樽問屋	4	土佐材木問屋	6	熨斗問屋	3	石屋	1
紙問屋	24	尾張材木問屋	4	鯉ぶし問屋	4	瓦屋	1
木綿問屋	8	紀伊国材木問屋	6	八百屋物問屋	20	引板屋	2
布問屋	11	北国材木問屋	2	干物中買	3	味噌屋	2
木わた問屋	17	阿波材木問屋	2	石灰屋	3		
たばこ問屋	11	舟板材木問屋	7	小刀包丁中買	2		
塩問屋	7	舟板屋	8	江戸廻し酒屋	1		
煎茶問屋	15	梶めうしろかい榎木類問屋	9	同醬油屋	7		
鉄問屋	7	木地問屋	2	京醬油屋	3		
木蠟問屋	9	肥前いまり焼物問屋	6	西国下シ醬油屋	1		
鮫問屋	1	備前焼物問屋	2	計（質屋を除く）	378		
京買物問屋	9	薩摩問屋	6	御用聞町人			
薪問屋	27	紀州□□問屋	2	銀座 高麗橋両替町			
炭問屋	7	砥石問屋	2	朱座 本町老丁目			
熊野炭問屋	3	銅ふきや	3	分銅 同町新右エ門			

注：一部問屋以外のものを含むが、原本のまま記載。

資料：安岡（1965a）

原資料：「難波雀」（1679（延宝7）年刊）

17)年には、材木の散乱や流失といった事態に対処するため、「流木制道申附書」が発布され、吉野川流材についての取り締まりがきめ細かく取り決められている（本山町史編さん委員会編，1979）。

（3）問屋制度の確立

大坂では専門問屋の成立が明確になり、幕藩制的分業の結節点としての役割を果たす新たな段階に入った。原則的には商人職人仲間の結成が禁じられていた17世紀後半、幕府はすでに問屋仲間を公認し、取引統制を確定し始めることで、大坂に全国の経済を支配させ、統轄させようとした。具体的には、油、綿、青物問屋について、いわゆる楽市楽座政策の転換がみられた。土農工商という幕藩制的階層序列のなかに位置付けされえない、いわゆる初期特権商人が解体し、幕藩制的な城下町問屋商人の流通掌握が可能となったため、座・仲間結成禁止の政策が転換されることになった。以上の政策転換の理由は、初期の商品流通を握っていた大商人、すなわち初期門閥商人は、領主権力と密着しつつも、その多面的な機能によって、幕藩体制を破壊する可能性をもっていたためである。そこで、商人仲間の機能を通して商品流通を規制しようとした。実際に、問屋制の発達によって、商人資本の機能は分化し、初期門閥商人の存在基盤は崩され、その包括的な機能は、廻船業者、両替商、問屋商人に引き継がれる（安岡，1965a）。

延宝年間（1673-1681年）の『難波雀』の記載によると、

当時の問屋は第3表の通りである。京都・江戸・長崎関係の間屋以外では、紙・木綿関係・薪・材木・魚・野菜などの間屋が多く、畿内特産に関するもの、大坂市中の消費に関するものが多い。鯉節問屋4軒の所在はすべて長堀鯉座であった。土佐材木問屋は6軒あり、長堀富田屋町の1軒を除き、他の5軒の所在は長堀白髪町であった（森，1990）。明暦水帳に出てくる町人で、延宝の土佐材木問屋にも名をとどめているのは、北24丁目の渡海屋惣左衛門のみで、土佐屋は一人もいない。このことから、野中兼山失脚（1663（寛文3）年）後に土佐材木問屋の変動があったとみられる（森，1990）。他の材木問屋について、尾張材木問屋4軒は白髪町と安堂寺町、紀伊材木問屋6軒、阿波材木問屋2軒は白髪町と立売堀、北国材木問屋3軒は伏見堀、薩摩堀、長堀、後に日向材木問屋が長堀上博芳にできた。木材以外の林産物として、土佐薪問屋や熊野炭問屋、竹屋が江戸堀、天満堀川、長堀、天満二丁目に散在していた。加工品として掛木、木地挽物、椀折敷、薪炭があげられ、後世には椎茸も相当量送り出されたという（平尾，1956）。

4. 第4期—株仲間政策期

（1）材木節約論

第4期は乱伐による良材の減少によって、献上材木がこれまでの時期に比べて大幅に減少するとともに、大坂では株仲間政策による大坂市場の地位回復が図られた時期である。

第4表 正徳年間（1711-1716年）の諸問屋

業種	問屋名	延宝年間	正徳年間	業種	問屋名	延宝年間	正徳年間	
廻船	大阪菱垣廻船問屋	3	10	鉦工	丹座製法人		7	
	江戸大廻樽船問屋	4	5		江戸積釘問屋			16
	堺・大阪・長崎廻船荷物積問屋		3		刀脇差小道具問屋			5
両替	本両替	(10)	24		秋田銅鉛問屋		7	6
	両替総仲間		660		鉄はかね問屋		7	10
	南両替惣組合		100		大工道具問屋			6
	三郷総銭屋組合		300		小刀包丁問屋		(2)	24
	米売買遣繰両替株		70		砥石問屋		2	7
米	下米問屋組合		6		石灰問屋並びに薬灰問屋		3	50
	京積俵物買問屋		34		算盤問屋			?
綿糸布	唐巻物反物問屋		5		瀬戸物問屋		(6)	6
	毛綿問屋	8	18		備前焼物問屋		2	1
	木綿問屋	17	9		江戸積塗物問屋			5
	江戸積毛綿問屋		3		仏具屋			5
	繰綿屋問屋		250		丹波播鉦問屋			1
	北国布問屋	(11)	6		材木	阿波材木問屋		2
紀州総問屋		3	日向材木問屋					4
油・菜種	江戸積油問屋		6	北国材木問屋			2	4
	京積油問屋		3	秋田材木問屋				2
	油粕問屋		25	尾張材木問屋			4	3
	菜種子問屋		306	土佐材木問屋			6	5
農産その加工	諸国蠟問屋		5	同酒桶類天井板杉木問屋				8
	芋問屋		3	薪炭竹		土佐薪問屋		5
	江戸蠟燭問屋		34		熊野薪問屋		27	6
	丹波播磨畳問屋		3		諸国薪問屋			6
	漆問屋		2		諸国炭問屋		10	17
	煎茶問屋	15	64		竹問屋			4
	多葉粉問屋	11	32	水産	北国干物問屋		4	8
	紀州綱問屋		3		鯨油壱岐平戸呼子すじ		1	8
	備後畳表問屋	2	13		油ひげ油問屋			
	藍玉問屋		9		諸国塩問屋		7	18
	ぬか問屋	3	8		生魚問屋		16	28
	鳥問屋	3	2		塩魚干魚問屋		19	25
	加工	玉子問屋			8	熨斗問屋		3
青物屋仲間			100		鯉節問屋		4	7
八百屋物問屋		2	43	川魚問屋			5	
紙	諸紙問屋	24	25	干鯛問屋		2	?	
	大和紙問屋		3	唐和薬種問屋			308	
	紙問屋諸蔵立会組頭		39	国問屋		6	1,727	
酒	酒造類株		636	同船宿			286	
	江戸積酒屋の分	1	17	計			5,655 以上	

注：() は、同業種であって名称の一致しないもの。

資料：安岡（1965b）

原資料：「大阪商業史資料」（大阪商工会議所蔵）

西川（1961）によると、寛文～享保年間（1661-1736年）の林業経営として、伐出林業の産地を2つに分類している。第一に、天然更新を中心とする育林地帯である。木曾谷、飛騨、秋田、津軽、土佐など広大な山林面積に恵まれながら、木材が商品として持つ特殊性に災いされて中期以降の

伐出生産過程は停滞する。育林および伐出の両過程に領主支配が直接・間接に及んで経営が推し進められる。第二に、植林（人工造林）を中心とする育林地帯で、丹波、吉野、北山、尾鷲、天竜、西川、青梅など、前者ほどに山林面積に恵まれていない地域である。大都市への社会的距離と当

第5表 正徳・安永年間（1772-1781年）における国問屋・船宿

道	国	正徳		安永		道	国	正徳		安永											
		問屋	船宿	問屋	船宿			問屋	船宿	問屋	船宿										
畿内	山城					山陰	小計	48	4	80	9										
	大和						丹波														
	河内						丹後	4	1	3	1										
	和泉	65	17	26	25		但馬	10	1	6											
	摂津	88	35	23	29		因幡			1	1										
	小計	153	52	49	53	伯耆	注3)5	3	5	1											
東海	伊賀	注1)41				出雲	14	3	14	3											
	伊勢			24		石見	18	2	20	2											
	志摩					隠岐				1											
	尾張	43	2	34	2	小計	51	10	49	9											
	三河			13		山陽	播磨	64	24	83	18										
	遠江	}	9	1	9		美作														
	駿河								4	備前	67	4	49	11							
	伊豆						備中	39	7	28	3										
	甲斐						備後	56		33	3										
	相模						安芸	63	11	45	10										
	武蔵						周防	3	5	21	18										
	安房						周防岩国	1	1												
	上総						長門	30	5	26	13										
	下総						小計	323	57	285	76										
	常陸					南海	紀伊	134	20	64	15										
(関東筋)	169				淡路		44	9	43	14											
(江戸)			66	18	阿波		100	23	56	17											
小計	262	3	150	20	讃岐		76	20	28	21											
					伊予		66	15	41	17											
東山	近江					土佐	63	24	26	18											
	美濃					小計	483	111	258	102											
	飛騨					西海	筑前	12	5	15	6										
	信濃						筑後	16	3	8	5										
	上野						肥前	12	6	27	7										
	下野			(奥州)			肥後		1	11	4										
	陸奥	20	5	10			豊前	24	8	11	4										
出羽	31		21		豊後		53	14	49	14											
小計	51	5	31		日向		75	5	45	9											
北海	松前	8		5		大隅	}	38	1	6	3										
北陸	若狭	注2)3	2	3								薩摩									
	越前	22		22	3							壱岐	3	1	3						
	加賀	}	23	2	7							1	(長崎)			26					
	能登																			12	1
	越中																			17	1
	越後																				
	佐渡					小計	348	44	219	52											
						合計	1,727	286	1,126	321											

注：1. 志摩とともに 2. 因幡とともに 3. 隠岐とともに。

資料：安岡（1965b）

原資料：「浪速叢書_第九」「難波丸綱目」（1777（安永6）年刊）

時最大の需要を持っていた杉の最適地という条件に恵まれて中期以降の木材生産は前者に比較して順調な発展をたどる。後者は一般市場向けの木材の商品生産が展開される。育林、伐出の両過程および生産物の流通過程は非領主的権力によって経営される。前者における天然林の枯渇現象が後者の植林展開の重要な契機となっている。

土佐は前者の天然更新を中心とする育成地帯の一つに

位置付けられ、連年にわたる材木の売却と献上が材木の欠乏を招いた。実際に、宝永年間を境としての献材の史実はわずかに2~3件にとどまっている（第1表）。しかも、その廻漕において、吉野川流材は引き続き阿波藩との間に対立を生じていた。1789（寛政元）年、皇居造営料2万本献上の時は、阿州蜂須賀氏は山内氏の懇請によって流木を認め、また、1838（天保9）年10月、御用材として檜5,130

本を仕成し翌年江戸へ廻漕した。うち 2,350 本余りは本山郷木能津村から山越えをもって領石川へ出し西孕で船積みした。700 本余りは吉野川を流し阿波の撫養浦で受け取っているが、これらの木材は本川、森、本山および豊永諸郷の山林で伐採したもので、2,070 本余りは幡多郡山林で仕成したうえ、下田浦で船に積み込んだ。この経費として幕府から金 8 万両を受け取っている。しかし、1840 (天保 11) 年に幕府から檜材買い上げの指令のあった時、蜂須賀氏は 7 月 23 日使者を高知に送って口上書をもって流木を謝絶した。このように、流木問題をめぐって土佐、阿波両藩は対立の状態となり、土佐の士民の間ではこの資源開発を妨げるのは要するに蜂須賀氏の嫉視によるものだと風説するに至った (平尾, 1956)。

同時に、山林保存、材木節約論を訴える意見はこの時期にいくつかみられる。藩当局も 1764 (明和元) 年に門松制限令を布告している。

覚

一 来年頭より御城中御松飾長五六尺いかに被仰付候間、御家中松飾り右に准じ手軽に致し可然候、以上

十一月二十六日

1760 (宝暦 10) 年には伊予宇和島藩、1762 (宝暦 12) 年には出羽秋田藩でも類似の布告を出して正月の門松に制限を加えている。このことから、森林を重要資源とする諸藩にとって、山林保存、材木節約が共通の政策課題であったことがうかがえる (平尾, 1956)。

山林伐採には厳しい制限があるが、木材や薪炭は人々にとって重要な生活資材であり、また山間の住民はこれを仕成して交換もしくは売却することによって他の生活必需品を獲得しなければならない。山間住民は生活の窮乏するごとに官に訴え、樹木伐採の許可を受けたもので、1842 (天保 3) 年度には御留山 4 カ所、所林 12 カ所、井林 8 カ所、明所山 68 カ所が「地下渡世として明遣はさるる分」として記録されている (平尾, 1956)。

(2) 株仲間政策

安岡 (1965b) は、「大阪商業史資料」(大阪商工会議所所蔵) に収録されている正徳年間の大坂問屋を第 4 表に示し、参考のための延宝年間問屋業種と一致するものについては、延宝年間問屋数を掲げている。業種を明示した専門問屋および類似のものが 3,642 あまりで全体の約 64% を占める。これらは廻船・両替など商業流通に必然的に随伴する業種や畿内および中国筋を中心とする西日本の農産物・手工業生産物を取り扱う業種である。延宝年間では存在が不明確であるものの、正徳年間に存在が明確化したことを指摘しうるのは、農産加工品関係の問屋および鉱工業生産物関係の問屋である。問屋の種類は増えていないにもかかわらず、問屋数の増加が顕著であるのは、水

産物関係の問屋である。なお、業種を明示せず国名をつけた問屋および船宿が 2,013 で約 36% を占める。このことから、この間に数多くの新しい専門問屋が成立し、すでに成立していた専門問屋は一部を除き問屋数を増加させたと結論付けることができる。一方、初期から存在していた材木、薪炭関係の問屋数は目立たない。

道・国・年代別の国問屋・船宿 (廻船の船員を泊める) の数を第 5 表に示す。全体としては、国問屋は正徳年間 1,727 から安永の 1,126 へ、35% 減少し、船宿は 286 から 321 へ約 12% 増加した。国問屋の数を激減させたのは、畿内、南海、西海、山陽の多さと最も密接に結びついていた西南日本の各国である。このことから、この間に専門問屋が発生し、国問屋の性格が転換したと推測できる。一方の船宿数の増加は、取引量の増大を示唆する。

このうち、南海 6 カ国の国問屋はすべて減少している。全体としては 483 から 258 へ、約 46% 減少している。しかし、船問屋数は 111 から 102 へ 1 割減少したに過ぎない。土佐については、国問屋が 63 から 26 へと激減しており、船宿も 24 から 18 へと大幅に減少している (安岡 1965b)。

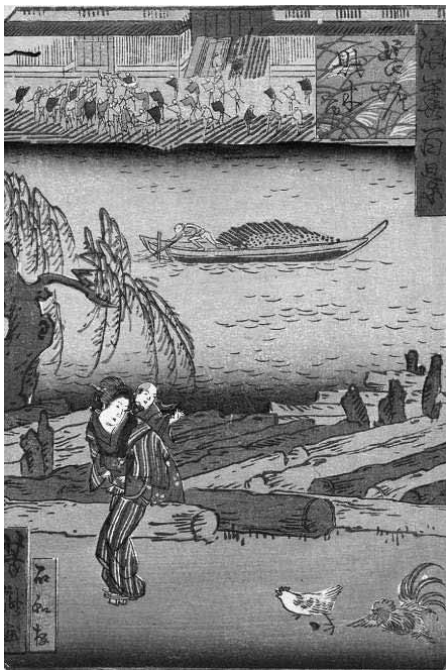
次に、この時期に材木がどれほど大坂市場に移入され、移出されたかを、1714 (正徳 4) 年の調査 (大阪商業史資料) によって明らかにする。入荷品は、米・雑穀をはじめ農産・林産・水産の原料を主としている。出荷は、菜種油・綿実油・綿織物・古手・銅・鉄製品などの手工業製品を主としている。大量に移入されながら移出されていないものには、米・雑穀・紙・干鰯・塩・砂糖・材木・掛木などがある。畿内農村や京・伏見などが需要したと思われる米・干鰯・塩・材木なども厳密には移出品に現れるべきであるのに、挙げられていない。このことは、大坂およびその周辺の消費部分が極めて大きい比重を占めていたことを示唆する。したがって、大坂市場は諸物産の集散市場の側面と同時にそれと匹敵するかそれ以上の消費市場の側面を強調しなければならない。

材木流通市場では商人仲間の機能を通しての商品流通の規制が強化された。1755 (宝暦 5) 年、奉行の命により七組材木仲買 (家材木屋組、船材木屋組、板屋組合、家材木屋組、桧材木屋組、仲買材木屋組、家根材木屋組) を組頭にして組外材木屋と区別した。組外材木仲買は必ず七組材木仲買から買い受ける必要がある。1776 (安永 5) 年には問屋と七組仲買が株仲間となる。市売を行う問屋株は大問屋と称する 20 軒に制限され、市売を行えない小問屋株ももうけられた。これによって、七組材木仲買の権力は問屋のそれを上回るほど強くなった (西区史刊行委員会編, 1979)。

こうした株仲間政策の背景には、大坂市場の商業独占の後退があった。その理由として、安岡 (1965b) は、①大坂周辺における新たな市場の発生、②大坂市中におけるよ



第9図 摂津名所図会 (1798 (寛政10)年)



第10図 浪華百景「長堀財木市」

資料：材木市場発祥の地

URL：<http://haikara-f.com/20150309/>

り一層荷主・生産者の利益に密着した問屋商人の発生、③諸領国における商品生産の発達による、大坂問屋資本の恣意の限界の発生、の3点を指摘している。①に関して、在来の米取引の仕法の欠陥によって米の入荷・取引が円滑にいかず、菜種についても西宮市場が発展した。②に関して、1775 (安永4)年、土佐薪の売りさばきについて、生産者・荷主と大坂問屋の取引仕法をめぐる抗争が爆発し、土佐藩による新聞屋の設定となって現れた。③に関して、17世紀後半から18世紀前半にかけての専門問屋の一般的成立に加えて、大坂以外への販路も地方商人に知られるようになって、地方商人は大坂問屋の買いたたきや恣意に、ある程度対抗できるようになった。このように、商品生産流通か

ら隔絶された封建小農が国産奨励・特産物生産を媒介として商品生産的性格を備えはじめたことによって、自己の生産物の販売に当たって、再生産を保証する価格を要求するに至り、金融的支配を維持しようとする大坂商業資本と、それに依存しつつあるその圧力を押し返そうとした大名権力との熾烈な抗争が生じたという。そこで、いわゆる田沼期 (1767-1786年)において、株仲間政策を実施して商品流通組織を変質させることで、競争の激化を回避するとともに、大坂の経済的地位を維持しようとしたのである (安岡, 1965b)。

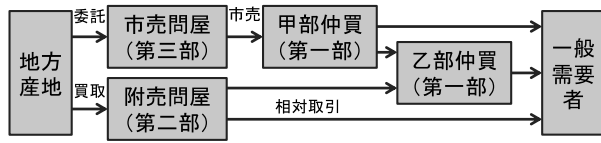
なお、当時の観光案内書である摂津名所図会 (1798 (寛政10)年)をみると、「材木浜は立売堀、長堀の両岸にあり。其の外横堀、東堀等にも数多軒をつらぬるといへども、市をたつのは立売堀り長堀に限れり、所謂行頭たるものなり。さる程に関西土佐および日向より諸材をここに積上せて、朝の市に数千金を買ふ。」と大坂材木市場が長らく繁栄していたことを伝えている (第9図, 第10図)。

IV. 明治期以降の材木流通

1. 官有林払下げ運動

藩有林は従来、御留山と呼ばれたもので、明治政府に引き継がれて官有林となったが、官有と民有とその性質の明確でないものが混入され、民間から返還訴訟が提起され、行政裁判所の審理を待つような問題が起こった。そのなかには、法律的理由以外に、人民の構成資金獲得の目的から生ずるものもあった。その代表例が1874 (明治7)年7月、立志社による官有林払下げ請願である。立志社は1874 (明治7)年4月、高知に設立された板垣退助を中心とする結社で、その経営する事業は自由思想啓発を目的とする学校、民権の確保伸張を期する法律研究所、および困窮士族に生業を与えこれを救済せんとする商社であった。請願書に添えられていた高知県下御払下願請山調によれば、安芸郡から幡多郡に及ぶ官林58カ所の反別46,092町1反と立木数1,194,690本で、うち、長岡郡助藤、汗見川両村4カ所反別987町9反ほど、周囲5尺以上7尺までの檜縦梅松槻約4,150本に及んでいた。高知県令岩崎長政は内務卿伊藤博文に上申し、調査の結果、請願の3分の1は払下げ然るべしとの意見で紛議を重ね、翌1875 (明治8)年5月になって採用されることになった。しかし、払下げ山林の運営は遅々としてはかどらず、1877 (明治10)年1月政府は立志社の再請願を容れて新公債証書15万円を交付し、山林は官有に取り戻した (平尾, 1956)。

土佐藩林業の立役者として活躍した白髪山も戦時体制での略奪と、戦後の森林開発により資源的枯渇化を余儀なくされ、今日ではわずかに白髪山学術参考保護林 (1915 (大正4)年指定)を残すのみとなった。1990 (平成2)年3月からは林木遺伝資源保存林として現在に至っている。こ



第 11 図 明治中期における大阪の材木流通経路
資料：網島 (2016)

の保存林の白髪檜に関しては、明治以降今日まで天然ヒノキとしての供給はみられていない。ただ 1982 (昭和 57) 年に風倒木がヘリコプター集材によって 119 m³搬出され、その平均単価は造林檜の約 5 倍の 36.5 万円 (高いもので 50 万円) で取引引きされ、全国的にも注目を集めた (川田, 1990)。

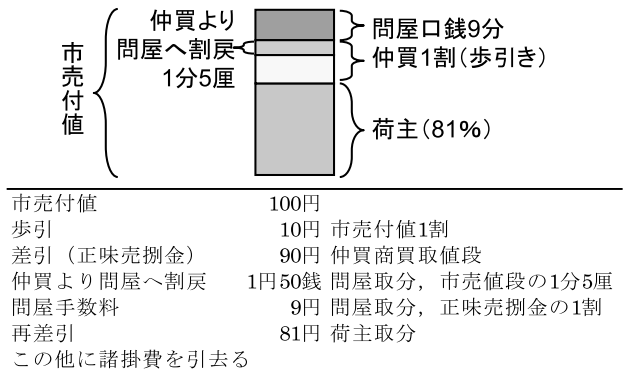
2. 市売市場の分裂

問屋、仲買の変遷についてみると、1868 (明治元) 年 3 月、十人材木屋が廃止され、年行司が選定され、同年 4 月、小問屋と仲買を大問屋と同様に改革することが目的となった (松村, 2006)。

明治以降、市売の制度を規定する組織は 1872 (明治 5) 年に株仲間が解放されて同業組合へ交代した。その後、幾度か組合規約改正を経て、1909 (明治 42) 年 2 月、仲買組合および問屋組合を一段として大阪材木商同業組合が設置された。組合には第一部仲買、第二部附売問屋、第三部市売問屋が含まれることになった (網島, 2016 ; 松村, 2006)。

第一部の仲買はその実力によって、本株仲間・市立仲買を出自として市売への参加権を有する甲部と、外株仲買を出自とする市売に立ち入れない乙部に分けられた。第二部の附売問屋は、地方荷主からの委託木材、直接産地において荷主と仕切り買い取った木材、自ら資金を投入して立木を買い取り伐採した木材を取り扱った。それら木材を加工し、大阪市内外の材木業者や一般需要者に相対売買をした。第三部の市売問屋は、江戸時代以来の大問屋の出自で、市売を行う権利を持つ。市売を行うためには大阪府令によって市売場所 (浜) をもつ必要があったため、浜を持つ 20 軒の市売問屋の独占権は大正期に入っても継続した。このように、明治期の大阪材木市場の取引主体は、株仲間以来の伝統を持つ市売問屋と甲部仲買が中心であった (第 11 図) (松村, 2006)。

この時期の取引方法について、土佐・阿波材の多くは山主から、吉野材は和歌山材木商の手を経て輸送するというように地方荷主はその資金力の違いから地域によって多様であった。明治中期までの市売は西長堀南北両岸と立売



第 12 図 大阪市場市売売買関係者 (荷主, 問屋, 仲買) の代金授受計算

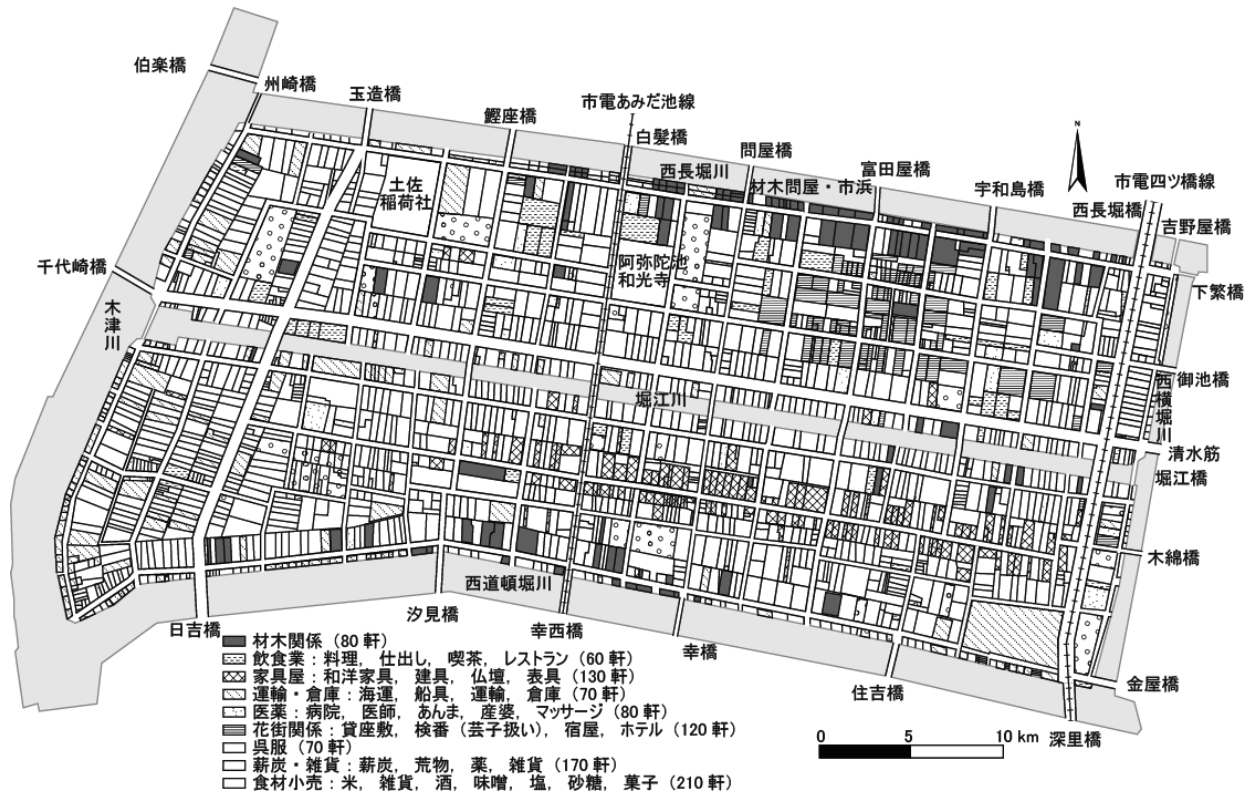
資料：松村 (2006)

原資料：「東京外十一市場木材商況調査書」1906 年，農商務省山林局，pp.256-257.

堀で行われてきた。市売場所は約 80 カ所に達し、西長堀では各種の材木が売り出され取引の約 8 割を占めたが、立売堀はもっぱら吉野材が扱われた (松村, 2006)。

1907 (明治 40) 年に大阪市街地電車線路の敷設に伴い、西長堀北岸の問屋は境川町に移転した。1915 (大正 4) 年には立売堀市場も廃止されさらに 1921 (大正 10) 年には境川市場も廃止され、千鳥町市場が新設されることになった。江戸期から培われてきた西長堀における市売の制度・慣習が明治以降も同業組合により保証されていくが、株仲間から同業組合への改編により、制度の規定は取引の実態から乖離した。各集積が出自や業態に特色のある同業者集団から構成されており、それぞれの流通経路の中で異なる利害を持っており、市売市場は分裂した (網島, 2016)。西長堀の同業者町はそこに集う業者が他地区の業者と紛争を起こしつつ、市街地が拡張した明治～昭和期を通じて存続した (川合, 2012)。

代金の授受について、第 12 図は市売問屋、荷主、仲買の代金授受計算を例示している。これをもとにすると、問屋は仲買に対して市売付値 (100 円) から一定の歩引 (10 円) を行い、仲買は問屋に市売付値に対する一定の割戻 (1 円 50 銭) を行った残金 (91 円 50 銭) を販売代金として収めた。手数料や歩引は、木材の産地によって差異があった。手数料は通常 1 割とされていたが、紀伊国新宮諸材木は 9 分、大和国吉野諸材木は 9 分半とされた。歩引は通常 1 割とされたが、土佐国阿波国諸木品は 5 分引、紀伊国新宮諸角材は 9 分引、大和国吉野杉檜丸太のうち「長 2 間末口 4 寸以上又町 3 間以上末口細大に拘らず」の 2 種については 5 分引とされた。土佐材はもっとも古くから大阪に移入された材木であり、販売方法の積み立て方は、下層に善良の大材を置き、上層の小材を積み、小材を標準として付



第13図 1940年（空襲前）の堀江の土地利用

資料：なにわ堀江1500（2007）

値を行ったため、買い手にすでに利益があったため、歩引をなさなかった伝統が続いたものとされる（松村，2006）。

対して、明治30年代以降の時期は、特に市売以外の取引方法が伸張し、問屋や他の業者は産地に荷主等から購入する直接取引を増やしていった。国内材木としては、大阪を中心として近県都市への鉄道網が次第に伸張し、奈良県、和歌山県材の入荷が増加したこと、また北海道の本格的な取り扱いが開始したことが重要であったが、大阪材木業界は1904～1905（明治37～8）年になり、日露戦争の結果を受けて、内需は停滞したものの、清国、韓国へ展開した日本人居留民のための家屋建築用材として杉板、松板など板材を中心に大量の輸出を行った（松村，2009）。

その後、第一次世界大戦を背景とした軍需と造船需要、1923年（大正12）の関東大震災発生後の復興需要によって、木材移入額が大幅に増加するなど材木流通は活発になった（網島，2016）。

明治後期～昭和初期において、材木業立地の西進は起こったが、西長堀や横堀周辺の集積も根強く存続しており、材木業者集積は複数核化した（網島，2016）。1940（昭和15）年の堀江地区（北堀江1～4丁目と南堀江1～4丁目）の生業をみると、北堀江には花街、南堀江には道具屋、西長堀・西道頓堀の川筋には、材木屋と海運業者が群居し、集まってくる人を対象に多くの小売業が店を構えていた

ことが確認できる（第13図）（なにわ堀江1500，2007）。

V. おわりに—材木流通の空間構造の変遷

本章では、まとめとして、これまでに検討した内容を踏まえて、材木流通の発展過程を取引関係の変化に基づいて整理する。

土佐材木流通は藩政以前からみられたが、本格的な材木流通の高まりは、藩政時代以降である。その背景には、幕藩双方の利害の一致があった。徳川幕府としては、相次ぐ築城・修築用材として良質の材木を必要とした。一方の土佐藩は相次ぐ普請課役に対して借銀を抱えており、貢献用材でもって普請課役に代えるとともに、借銀を返済しさらに蓄財する手段として材木を商品化した。西長堀における土佐藩蔵屋敷地の購入と、材木市売を認められた土佐藩の行動にも幕府・初期特権商人との結び付きが示唆され、土佐材はその物量において他国材を圧倒した。市浜が置かれた白髪町や白髪橋といった町名・橋名は、土佐材木の主要産地であった白髪山に由来していると考えられ、当時の土佐材木を中心とした市場の賑わいを偲ぼせる。なお、土佐薪は四ツ橋で売買が活発に行われ、販売量の多くを占めた。

野中兼山執政期は、引き続き大量の材木が流材されるとともに、輪伐法を中心とする森林資源管理も実施された。具体的には、留山制・留木制や、材木伐出に代わる特産物

の育成策である。大坂では、十人材木屋が指定されるとともに、問屋と仲買の分業化が確立し、流通統制が図られた。同時期に市況をチェックする大坂蔵屋敷詰役人の御材木方役が増員されたことから、より活発に土佐材木の売買がなされたことがうかがえる。

野中兼山失脚以降、献上用木の不足を背景として、林業統制が強化されるとともに山検地を実施して、十宝山を指定するなどして山林保護に努めた。白髪山材木の搬出に吉野川が利用されたことから、阿波藩との間で流材問題が顕在化してきた。大坂では、材木以外の商品についても専門問屋が発達し、それまでの国問屋に代わって経済を支配することになった。

18世紀以降、吉野川流材は阿波藩と引き続き対立を起こしていたことに加えて、献上材木がこれまでの時期に比べて大幅に減少し、山林保存や材木節約が土佐藩の共通課題になっていた。天然更新を中心とする育林地帯に代わって、植林を中心とする育林地帯が展開した。大坂では市場としての求心力の低下から、商人仲間の機能を通して商品流通の規制を強化することで、大坂市場の地位回復が図られた。

明治期以降、産地では御留山であった藩有林は官有林へと引き継がれた。大阪市場では株仲間が解放されて同業組合へ交代したが、江戸期の伝統的な制度や慣習も一部残ることとなり、市売市場は分裂した。西長堀の同業者町はそこに集う業者が他地区の業者と紛争を起こしつつ、市街地が拡張した明治～昭和期を通じて存続した。大阪市場は日清・日露両戦争による軍需や関東大震災の復興需要によって材木流通は高まりを見せた。

このように、近世の土佐材木流通の発展過程を時系列に沿って検討した結果、土佐材の大坂市場における優越的な地位は、良質な材木を商品価値向上に結び付けた江戸初期における土佐藩重役によるところが大きい。土佐と大坂との関係性は、幕藩双方の利害や初期特権商人の資本力によって強化される一方、土佐と阿波との間では、吉野川流材にみるように、搬出手段の関係から対立を生じた。市場取引においては、問屋や仲買の価格交渉における支配力が増していくが、土佐材自体が持つ希少性・ステータスから、制度や慣習が変化したとしても、一貫して産地側の市場支配力が維持されたと考えられる。

本稿は材木流通に与える生産地と消費地の双方の要因を抽出することを試みたが、300年以上の長期にわたる流通動向を限られた文献から跡付けたに過ぎない。史料の制約からいまだ断片的にとどまる史実や解釈については今後さらなる検討の余地がある。

謝辞

本稿は、2017年度の汗見川活性化推進委員会と高知大学による共同研究「材木流通を中心とした白髪山と大阪長

堀地域との地誌関係研究」の成果の一部である。現地調査にあたって、本山町役場の大西千之政策企画課長、集落活動センター汗見川の野尻萌生氏、高知大学地域連携推進センターの梶英樹特任助教には、貴重なお話や資料をいただくなど多大なご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 地質調査および建設コンサルタント会社の四国トライへのヒアリングによる。

文献

- 阿部武司 (2006) : 『近代大阪経済史』 大阪大学出版会。
- 網島 聖 (2016) : 「同業者組織の制度・慣習に立脚した調整機能の不全と同業者町の空間的再編成—明治~大正期の大阪における材木業同業者町を事例に」 地理学評論 A86 : 202-328.
- 荒木一視・高橋 誠・後藤拓也・池田真志・岩間信之・伊賀聖屋・立見淳哉・池口明子 (2007) : 「食料の地理学における新しい理論的潮流 —日本に関する展望」 *E-journal GEO2* : 43-59.
- 片上広子 (1999) : 「近世中期から明治初期の昆布流通に関する歴史地理学的考察」 歴史地理学 41(5) : 17-30.
- 川合義次 (2012) : 『大阪の木場の歴史と余談雑談—材木屋の書いたちょっとおもしろ“木材学”』 新風書房。
- 川田 勲 (1990) : 「白髪山—ヒノキの白骨林とシャクナゲの森」 (高知県緑の環境会議森林研究会編、『高知の森林』高知市文化振興事業団 : 66-74)。
- 西六連合振興町会編 (1986) : 『西六いまむかし—30周年記念誌』 西六連合振興町会。
- 相馬正胤 (1963) : 「四国地方の林業」 地理 12 : 1334-1340.
- 道明由衣 (2016) : 「木材の流通を支えた空間の歴史的変遷」 法政大学大学院デザイン工学研究科紀要 5. URL : http://repo.lib.hosei.ac.jp/bitstream/10114/12892/1/dgrad_5_k_domyo.pdf (最終閲覧日 2017年8月28日)
- 直木孝次郎・森 杉夫編 (1986) : 『日本歴史地名体系 大阪府の地名』 平凡社。
- なにわ堀江 1500 (2007) : 『なつかしの昭和 堀江戦前住宅地図』 新風書房。
- 西川善介 (1961) : 「流通市場からみた木材商品生産の発展」 社会経済史学 27 : 453-476.
- 西区史刊行委員会編 (1979) : 『西区史 第2巻』 清文堂出版。
- 日本地誌研究所『日本地誌 第15巻 大阪府・和歌山県』 二宮書店。
- 平尾道雄 (1956) : 『土佐藩林業経済史』 高知市立市民図書館。

- 本山町史編さん委員会編（1979）：『本山町史』本山町。
- 松村 隆（2006）：「明治期大阪木材市場における市売」大阪学院大学国際学論集 17(2)：1-14.
- 松村 隆（2009）：「日露戦争と大阪木材市場」大阪学院大学国際学論集 20(2)：175-189.
- 森 泰博（1990）：「初期の高知藩大坂蔵屋敷」経済学論究 44(3)：29-47.
- 安岡重明（1965a）：「江戸中期の大阪における取引組織（1）」同志社商学 16：290-308.
- 安岡重明（1965b）：「江戸中期の大阪における取引組織（2）」同志社商学 16：589-626.
- 山下幸利（2008）：「土佐藩と白髪山のヒノキ」山林 1489：38-44.
- 山本 大（1969）：『高知県の歴史』山川出版社.
- 山本 大編（1983）：『日本歴史地名体系 高知県の地名』平凡社.
- 林野庁四国森林管理局（2009）『広域圏におけるエコロジカル・ネットワーク形成のための調査報告書』林野庁四国森林管理局．URL：<https://www.mlit.go.jp/common/000116370.pdf>（最終閲覧日 2017年8月28日）